

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	健康局健康推進部生活衛生課
処分の名称	と畜場の設置許可
概 要	と畜場法では、と畜場の経営及び食用にするための獣畜の適正な処理を確保するために公衆衛生の見地から必要な規制やその他の措置を講じています。 法に定める「獣畜」を食用とするためとさつし、又は解体する目的で「と畜場」を設置するには市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	と畜場法第 4 条第 1 項 と畜場法施行令第 1 条、第 2 条
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業許可を受けるには、一般と畜場又は簡易と畜場の設備基準に適合する必要があります。 一般と畜場の設備基準：と畜場法施行令第 1 条⇒詳細は参考資料「と畜-1」を参照してください。 簡易と畜場の設備基準：と畜場法施行令第 2 条⇒詳細は参考資料「と畜-2」を参照してください。</li> <li>・許可の申請があつた場合において、当該と畜場の設置の場所が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該と畜場の構造設備が規則で定める一般と畜場若しくは簡易と畜場の基準に合わないとき、同項の許可を与えない場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 人家が密集している場所</li> <li>二 公衆の用に供する飲料水が汚染されるおそれがある場所</li> <li>三 その他都道府県知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所</li> </ul> </li> <li>・公衆衛生上必要があると認めるときは、許可を受けたと畜場(以下単に「と畜場」という。)につき、その構造設備の規模に応じ、当該と畜場において通例として処理することができる獣畜の種類及び一日当りの頭数を制限する場合があります。</li> </ul>
標準処理期間	処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。
経由日数	なし
提出先	健康局健康推進部生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	と畜場設置許可申請書、添付書類及び手数料を健康局健康推進部生活衛生課へ提出してください。
手数料	一般と畜場：22,000円 簡易と畜場：10,000円
相談窓口	健康局健康推進部生活衛生課
ホームページ	
備 考	